

山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、感染症に強い社会、経済への移行に向けて、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症への対応力強化を図るため、新たに不織布マスクの製造拠点の整備に向けた設備投資を行うための事業（以下「補助事業」という。）を支援することにより、県内において不織布マスクを安定的に供給できる体制を整備することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の対象となる者は、山梨県内に本店又は製造拠点を有する中小企業者（中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）とする。

(交付の対象、補助率及び補助額の算出方法等)

第4条 知事は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助対象経費の範囲、区分、補助率及び上限額は別表のとおりとする。
- 3 補助額は、別表の補助対象経費に補助率を乗じた額と補助上限額を比較して少ない方の額とする。ただし、算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業申請者」という。）は、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金交付申請書（様式第1）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付等の決定)

第6条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金交付決定通知書（様式第2-1）により補助事業申請者に通知するものとする。また、適当と認めないときは、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金不交付決定通知書（様式第2-2）により補助事業申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の承認にあたり、必要に応じ条件を付することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、知事は、補助事業申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしないことができる。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。第3号から第5号までにおいて同じ。）

- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号から第5号までにおいて同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この号において「人格のない社団等」という。）を含む。）であつて、その役員（人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。）のうちに暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者があるもの
- (5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- (7) 第2号から第6号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

（申請の取下げ）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金交付決定通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

2 前項による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかつたものとみなす。

（補助事業計画変更の承認）

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金変更承認申請書（様式第3）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の10%以内を増減させる場合はこの限りではない。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合、又は、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合はこの限りではない。

2 知事は、前項の承認にあたり、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金中止（廃止）承認申請書（様式第4）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（契約等）

第10条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の

競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不
適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合
は、実施に関する契約を締結し、知事に届け出なければならない。
- 3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要
な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たり、
県から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはな
らない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当であ
る場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 5 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して県からの補助金交付等停止措置又は指名停止措
置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることがで
きるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施
する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとし
る。

（債権譲渡の禁止）

第11条 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部
を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資
産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は
中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して
債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 知事が第15条の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲
渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債
権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権
譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の
各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、
補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若
しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合について
も同様とする。

（1）知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、
譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

（2）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質
権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

（3）知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他
の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該
交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補
助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行
う弁済の効力は、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第63条第2項の規定に基づ

き、支出命令書を会計管理者又は出納員に交付したときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときにおいては、速やかに山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金遅延等報告書(様式第5)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは速やかに山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金状況報告書(様式第6)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日までに、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金実績報告書(様式第7)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金額の確定通知書(様式第8)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第16条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に精算払いとする。

(交付決定の取消し等)

第17条 知事は、第9条の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の承認をする場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、第6条第3項各号のいずれかに該当する場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補

助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の処分及び管理)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、取得財産等管理台帳（様式第9）を整え、補助事業が完了した後も、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 3 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金に係る財産処分申請書（様式第10）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(産業財産権等に関する報告)

第19条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権又は商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に出願若しくは取得した場合、又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なく山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金に係る産業財産権等届出書（様式第11）を知事に提出しなければならない。

(収益納付)

第20条 知事は、補助事業者が行う補助事業の実施期間内に、補助事業に基づく成果の事業化その他補助事業の実施により収益が生じたと認めたとき、又は産業財産権等の譲渡若しくは実施権の設定により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第21条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、

履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（書類の保管）

第22条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

（雑則）

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月3日から施行する。

別表

補助対象経費	経費区分	補助率	補助上限額
不織布マスクの製造機械設備(包装を含む)の購入、設置のための経費	機械装置費、工事費、運搬費、その他補助金交付の目的を達成するために不可欠と認められる経費	補助対象経費の3/4	7,500万円

ただし、フィルター部が米国規格ASTM F2100-19（医療用フェイスマスクに使用される材料の性能仕様）レベル2に相当する品質性能を有する不織布マスクを月産255,000枚以上生産できる製造機械設備であること。